

邑楽町告示第119号

平成25年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月4日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成25年9月10日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○不応招議員（なし）

平成25年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成25年9月10日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 同意第 2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第34号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第35号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第36号 邑楽町子ども・子育て会議条例
- 第14 議案第37号 邑楽町社会教育施設建設基金条例
- 第15 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第39号 町道の路線認定及び廃止について
- 第17 議案第40号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算
- 第18 議案第41号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第19 議案第42号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第20 議案第43号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第21 議案第44号 平成25年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第22 議案第45号 平成25年度邑楽町水道事業会計補正予算
- 第23 認定第 1号 平成24年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 2号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 3号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 4号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 5号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 6号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 7号 平成24年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○出席議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
飯塚勝一	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
諸井政行	税務課長
吉田紳二	住民課長
相場利夫	生活環境課長
小島敏晴	保険年金課長
河内登	福祉課長
大舩一	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島靖	都市建設課長
半田実	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
神山均	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長
増尾榮一	監査委員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

小	倉	章	利	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○本間恵治議長 ただいまから平成25年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎諸般の報告

○本間恵治議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○本間恵治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において神谷長平議員、半田晴議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○本間恵治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から20日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○本間恵治議長 日程第3、報告第2号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月20日に監査委員の審査に付しまして意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○本間恵治議長 ただいまの報告の件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 なしと認めます。

以上で報告第2号については終わります。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○本間恵治議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている3名の委員のうち2名の委員が平成25年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字石打在住の針谷正司氏を次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○本間恵治議長 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている3名の委員のうち2名の委員が平成25年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字篠塚在住の青葉和明氏を次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○本間恵治議長 日程第6、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員であります太田市在住の高木祥充氏の任期が平成25年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意
を求めることについて

○本間恵治議長 日程第7、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員であります邑楽町大字藤川在住の中村詔司氏の任期が

平成25年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○本間恵治議長 日程第8、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員に邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏を委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○本間恵治議長 日程第9、同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の公平委員会の委員であります邑楽町大字藤川在住の田部井猛夫氏の任期が平成25年9月15日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○本間恵治議長 日程第10、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ
て、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります邑楽町大字赤堀在住の中村晃氏の任期が平成
25年9月21日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、
議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決
します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○本間恵治議長 起立多数。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第34号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第11、議案第34号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町シンボルタワーは、平成5年5月にオープン以来、町のシンボルとして、またランドマーク、観光施設として町民の皆様に関心されております。今回新たに手づくりミニショップを設置し、シンボルタワーの魅力をアップすることにより観光と集客増を図るため、邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第35号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 日程第12、議案第35号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町では、平成15年4月に工業団地へ進出する企業誘致の促進を図るため邑楽町企業誘致条例を施行しましたが、平成26年3月31日をもってその効力を失うため、施行期間を平成29年3月31日まで3年間延長し、引き続き企業誘致の促進を継続するため、邑楽町企業誘致条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第36号 邑楽町子ども・子育て会議条例

○本間恵治議長 日程第13、議案第36号 邑楽町子ども・子育て会議条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 邑楽町子ども・子育て会議条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の制定に基づき、幼児期の学校教育、保育や地域の子供、子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が早ければ平成27年度から開始されることに伴い、子ども・子育て支援事業計画等の検討を行っていくための子ども・子育て会議の設置について条例を制定する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 神山学校教育課長。

〔神山 均学校教育課長登壇〕

○神山 均学校教育課長 議案第36号 呂楽町子ども・子育て会議条例につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、この条例は第1条から第8条により構成をされております。第1条につきましては、子ども・子育て会議の設置について定めています。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定によりまして、条例で定めるものでございます。

第2条につきましては、所掌事務について定めております。

第3条につきましては、組織について定めております。まず、子ども・子育て会議は委員15人以内をもって組織し、そして各号に掲げるうちから町長が委嘱をするというものでございます。

第4条は、委員の任期を定めております。

第5条は、会長及び副会長の設置について定めております。

第6条は、子ども・子育て会議の会議について定めております。

そして、第7条は関係者の出席等について定めております。

第8条につきましては、委任について定めております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行し、子ども・子育て会議委員報酬を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 町長に質問いたします。

呂楽町子ども・子育て会議条例、これができるということにつきましては私も理解をいたします。

この中身なのですが、全員協議会の席でも私はちょっと発言をさせていただきましたが、この中身の第3条「子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。」というふうになっております。この中で、1項目から6項目にわたって出ております。これのいわゆる15人という人数の配分、大体どのようなことで15人の内訳を考えておられるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

組織の中での15人の内訳ということではありますが、子供の保護者ということにつきましては、幼稚園、保育園、小学校等あるわけでもありますので、その中からそれぞれの施設、3名ということ

になりますが、それから幼稚園、保育園関係者ということにつきましても、これについては、先ほど申し上げました3名ということで重複しますので、園長等を考えていきたいと。

それから、子ども・子育て地域支援の関係者ということでありますが、民生委員・児童委員の中の主任児童委員、それから放課後児童クラブの方ということで考えております。

それから、学識を有する者ということになりますが、小学校の校長先生ということになるかというふうに思います。

また、公募による者ということについては、現在2名ということで考えているところでもありません。したがって、15名以内の人員構成でスタートできればと、このように考えております。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 はい、わかりました。

子ども・子育て会議ということは、これからのいわゆる子供たちの育成、そういうものを考えていくという、非常に大事なことだと思いますが、全員協議会の中でも、私、ちょっとこれは入れたほうがいいのではないかなというふうに思ったのは、今学童保育というのは、従来は余り関心が示されなかったのですが、今国の制度の中でもそれを認めてこられるようになってきた、そういう背景もあると思います。今邑楽町の中で実際に運営をされている箇所は多分3カ所だと思いますが、やはり子供がこれから、学童保育ということについては、幼稚園、保育園とちょっと違った意味で、学校から帰ってきてからの子供の育成という点からすると、非常にこれも重要な問題だと思います。こういう関係者がこの会議にはやっぱり入っていたほうがいいのではないかというふうな思いがするわけですが、その辺は町長の考え方はいかがでしょうか。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほども、子ども・子育て支援関係者ということの中で、地域支援の関係者ということの中で、放課後児童クラブの方についても組織の人員ということで入っていただくというふうに考えていきたいと思っておりますので、ご質問のとおり、そのように取り扱っていききたいと、このように思います。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 私がなぜ学童保育の問題を取り上げたかということ、私は、この子ども・子育て会議というのは、先ほども言っていますように、非常に大事な会議だと思います。そういう中で、多分、そういうことはないと思いますが、いわゆる充て職的な考え方はぜひやめていただきたいと思うのです。できるだけ、こういうものについては、やはりその現場の、前線に立って実際にやられている人たちの考え方というのは非常に大事になってくると思います。そういう現場の声を反映させるような、やっぱり委員の体制というものが非常に大事なのではないかというふうに思うわけで、これから制定をしていくにつきましても、そういうことを鑑みて、ぜひ立派なそういう委員を選んでいただきたいというふうに思います。そのことについて一言町長のご意見を伺って、私の

質問はこれで終わりにします。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 大切なご意見でもあります。十分ご意見を尊重した中で、現場の声が反映できるような形で組織体制を考えていきたいと、このように思います。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町子ども・子育て会議条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号 邑楽町社会教育施設建設基金条例

○本間恵治議長 日程第14、議案第37号 邑楽町社会教育施設建設基金条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 邑楽町社会教育施設建設基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町の社会教育及び文化行政の一層の推進を目指し、中央公民館建設に向けた財源の確保を図るため、基金を設置いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第37号につきまして補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、全体で7条から成っております。第1条は、基金条例の設置目的を定

めたものでございます。

第2条は、基金としての積立金の範囲を定めたものでございます。

第3条は、基金の管理方法を定めたものであり、第4条については、基金の運用から見込まれる収益の取り扱いを定めたものでございます。

第5条は、基金の繰りかえ運用の方法を定めたものでございます。

第6条は、基金の処分、つまり取り崩しの条件を定めたものでございます。

第7条については、委任条項でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小島幸典議員。

○12番 小島幸典議員 私も全員協議会でこの基金のことにちょっと触れたのですけれども、これは町長にちょっとお願いというか、質問なのですけれども、この基金条例の基本の一部として、私は町債の発行をお願いしたいと。

なぜかといいますと、これは5年、例えば町債であれば、3年で目的を達成しても、あと2年の中での、いつも私、お金は回転させなくてはならないよと、雪だるまみたいに回転すると、町民が多くの利益を得るのかなと。では、そういうことがあったのかということになりますけれども、この庁舎をつくったときに約26億円の積み立て、これは基金と同じだと思います、町民からの税金を積み立てたお金ですから。それで、約6億円の残ったお金を一般財源に戻して、それで今の給食センターも助かったと思うのです。そういう一つの、せつかくですから、この基金をつくるのに。であれば、中央公民館をつくってくださいよという町民の1万何千人かの人たちの10%でも賛同してもらえれば、ここで5年の町債発行しても、3年で目的が達せられる、2年間は、その町債をやっぱり議会で承認を得られれば、ほかの、先ほど話された子ども・子育ての、要は町民のために使える。また、町債を購入した方は、今健全財政でありますけれども、町はかなりの、1億円以上の黒字というか、余裕があるわけです。そういうものを町民にまた再分配してやれば、これは先ほど話した雪だるまと同じように、町民のところへ戻っていくのです。そうすると、またいい環境で、こういうことであれば、町民のために私は進んでいろいろの面で参加しますよと。

そういうことを考えれば、これはぜひ町長が旗振りをして、私は、そういうお金の回転費用というか、そういういい方向へ向くのではないかなと。そうすれば、町長が4年でつくろうと思っても、町債がぽつと、思ったよりも多くもらえれば2年だっていいわけですよ、2年で立ち上げたって。そういうことを考えれば、ぜひ、それと町民の士気、モチベーションが上がりますよね。自分も参加するのだと、公民館をつくるのに。だから、そういうことを考えれば、町長、その辺のお考えはいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 基金ということでありませけれども、それとあわせて、建設する場合に町債、いわゆる愛町債という言葉を使っていかどうかあれですけれども、町民の皆さんから協力をいただいて、町の町民の方からの債権を募集するという点については以前の一般質問でもお伺いしました。今、事務方のほうにその手続上の問題等を指示してあります。建設資金の活用については、そのようなことで利用させていただければありがたいと思うわけでもありますので、そのようなことでこれから具体化に向けて検討していきたいと、このように思います。

○本間恵治議長 小島幸典議員。

○12番 小島幸典議員 前向きな答えをもらって、本当にありがとうございます。これは本当に町民一丸となってできれば、本当に、町民のモチベーションというのですか、それとやっぱりこれに付随した子供たちの成長、また含めて、いずれはオリンピック選手、またそういう、ノーベル賞をもらえるようなやっぱり子育てというのが、私は、やっぱり一番上に、夢として、また目的としてあっていいと思うので、ひとつよろしくお願いします。

質問はこれで終わります。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 邑楽町社会教育施設建設基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時40分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時10分 再開〕

◎日程第15 議案第38号 工事請負契約の締結について

○本間恵治議長 日程第15、議案第38号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立中央児童館改築工事を施行するため、去る9月3日、指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が9,964万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます次第であります。

なお、詳細につきましては福祉課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 河内福祉課長。

〔河内 登福祉課長登壇〕

○河内 登福祉課長 議案第38号につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。1、契約の目的、邑楽町立中央児童館改築工事でございます。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札。

3、契約の金額につきましては、9,964万5,000円でございます。

4、契約の相手方でございますが、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所は、邑楽町大字中野3052番地であります。

また、工事の概要につきましては、鉄骨造平家建て422平方メートル一式、機械設備工事一式、電気工事一式、既存の児童館解体一式、そのほか外構工事一式などを予定するものでございます。

なお、工期につきましては、ご承認をいただきました日から平成26年3月25日を予定しております。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第39号 町道の路線認定及び廃止について

○本間恵治議長 日程第16、議案第39号 町道の路線認定及び廃止について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶯区画整理事業及び国道354号拡幅工事等に伴い、町道の路線認定及び廃止をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第39号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり、5路線を認定し、2路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案申し上げます。また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長450.9メートル、路線廃止が延長207.9メートルで、243メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第40号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算

○本間恵治議長 日程第17、議案第40号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億681万6,000円を追加し、予算の総額を79億7,181万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、地方交付税4,998万5,000円、分担金及び負担金108万円、県支出1億5,296万6,000円、財産収入80万4,000円、寄附金12万9,000円、繰入金121万1,000円、繰越金3億2,534万2,000円、町債3,868万9,000円の増額と町税3,300万円、地方特例交付金1,243万3,000円、国庫支出金1,791万1,000円、諸収入4万6,000円の減額であります。

歳出については、総務費1億9,751万5,000円、衛生費257万7,000円、農林水産業費4,712万1,000円、商工費3万2,000円、土木費1,088万7,000円、消防費158万5,000円、教育費2億4,857万円の増額と議会費84万9,000円、民生費62万2,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 平成25年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第41号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第18、議案第41号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,321万円を追加し、予算の総額を31億6,959万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、前期高齢者交付金、繰越金及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものであります。

歳出については、総務費、保険給付費、介護納付金、基金積立金及び予備費を増額し、後期高齢者支援金等を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第42号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正
予算

○本間恵治議長 日程第19、議案第42号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万1,000円を追加し、予算の総額を2億439万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については繰越金の増額であり、歳出については諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第43号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第20、議案第43号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,433万4,000円を追加し、予算の総額を17億1,533万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び繰越金の増額と国庫支出金の減額であります。

歳出については、総務費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第44号 平成25年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第21、議案第44号 平成25年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 平成25年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,079万5,000円を追加し、予算の総額を3億2,305万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出については下水道費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 平成25年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第45号 平成25年度邑楽町水道事業会計補正予算

○本間恵治議長 日程第22、議案第45号 平成25年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 平成25年度邑楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において196万5,000円を減額するものであります。また、資本的収入及び支出においては120万1,000円を減額するものであります。

収益的収入及び支出につきましては総係費等の減額であり、資本的収入及び支出については配水管布設費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 平成25年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 認定第1号 平成24年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第29 認定第7号 平成24年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○本間恵治議長 日程第23、認定第1号 平成24年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第29、認定第7号 平成24年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの7件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 平成24年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成24年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度各会計決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、去る8月8日、9日の2日間にわたり監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 次に、監査委員から報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月8日と9日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め、立沢監査委員とともに審査を行ったところでございます。その結果につきましては、お手元に印刷、配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思っております。

平成24年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成24年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成25年8月8日・9日
2. 審査対象
 - (1) 平成24年度邑楽町一般会計
 - (2) 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計
 - (3) 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
 - (4) 平成24年度邑楽町介護保険特別会計
 - (5) 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計
 - (6) 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計
3. 審査意見

- (1) 一般会計

歳入総額	8,698,808,992円
歳出総額	8,250,212,179円
歳入歳出差引額	448,596,813円

平成24年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して2億6,909万円の減となりました。町債が増加した一方、繰越金、繰入金等が減少したことによります。町債の増は、公営住宅建設事業債1億4,150万円や臨時財政対策債6,900万円等が増加したこと等によります。繰入金の減は、公共施設等整備基金の繰り入れ1億8,763万円が減少したこと、国庫支出金の減は、地域活力基盤創造交付金6,732万円や安全・安心な学校づくり交付金7,410万円がなくなったこと、県支出金の減は、介護基盤緊急整備事業費補助金7,373万円がなくなったこと等によります。

町税収入は、前年度より6,831万円減の37億1,615万円であり、決算規模の縮小もありましたが、歳入総額に占める構成比は前年度から0.5%増の42.7%となりました。なお、町税につきましては、

昨年度に近い1,272万円の不納欠損処理が行われ、収入未済額も昨年度とほぼ同額の3億8,984万円余りに達しています。この滞納問題は、収納のために電話催告、家庭訪問、特別窓口の開設、コンビニからの収納可能にするなど収納率向上のために努力されておりますが、成果が見られないのが実態です。現年課税分は98.1%の収納率ですが、滞納繰り越し分は12.5%に激減することから、現年度分の徹底した収納を図ることが必要と考えます。

歳出においては、予算額89億7,030万円に対し、決算額は82億5,021万円で、執行率は92.0%となっております。前年度の執行率は94.8%であり、2.8%の減となっております。今後も、年度内に事業を完了できるよう、一層の努力を求めたいと思います。

歳出総額は、昨年度と比較して2億1,181万円の減となっております。減少の主な要因は、国営総合農地防災事業渡良瀬川中央地区事業費負担金7,705万円の減など農林水産業費の減、幼稚園、小学校、中学校のエアコン整備2億1,347万円や学校給食事業特別会計繰出金2億4,460万円の減など教育費の減等です。

平成24年度の財政状況の概要については以上のとおりであり、実質単年度収支は5年連続で黒字となりました。人件費は減少しておりますが、町税等の落ち込みは回復せず、公債費も増加に転じました。また、少子高齢化の進展により、扶助費を中心に財政需要が増大していくと見込まれます。引き続き、各事業運営の効率化をより一層推進されるよう要望します。

限られた予算の中では、老朽化が進む公共施設等の維持更新の優先順位や長期にわたる区画整理事業の今後について見直しが必要かどうかなど、庁内外の合意形成に向けた取り組みを進めていかれるよう要望します。

なお、予算、職員数ともに減少傾向にある今日、限られた財源を最大限に生かすためにも、一人一人の職員の力量をより高めていくことが極めて重要になっております。また、組織を簡素化し、効率的な事務事業の執行がますます重要となります。これらの問題についても、積極的に改善の取り組みを強めるよう要望するものです。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,358,271,900円
歳出総額	3,215,869,246円
歳入歳出差引額	142,402,654円

平成24年度の国民健康保険特別会計の決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、前年度と比較して110人(1.2%)減少しました。歳入のうち国民健康保険税は8億5,702万円で、前年度比0.8%の減となっております。さらに、国民健康保険税の徴収率は前年度より0.9%低下して73.8%となり、収入未済額も2億9,383万円余りと多額に上っております。町税と同様、より一層徴収の強化に当たり、十分な成果が上がるよう、工夫と努力を強く望みます。

国庫支出金は、前年度比11.6%減の7億557万円であり、内訳としては、療養給付費等負担金が

前年度比14.9%減、出産育児一時金補助金が皆減となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金は、前年度比56.2%増の6億7,775万円、療養給付費交付金は前年度比0.6%増の2億431万円となっています。

一般会計繰入金は、前年度と比べて13.6%、2,073万円の増、繰越金は前年度比23.2%、5,422万円の減となっております。

歳出総額は、前年度比7.9%増であります。そのうち保険給付費は、20億9,442万円で総額の65.1%を占め、前年度比6.9%の増となっています。国民健康保険税が減少した上に保険給付費が増加していることは、今後の不安要素となっています。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われれます。保健センターを中心に、50%程度の健康診断受診率を大幅に向上させ、被保険者の健康増進に努めるとともに医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されるよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	210,321,530円
歳出総額	209,110,063円
歳入歳出差引額	1,211,467円

平成24年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、加入者の保険料1億4,998万円と一般会計からの繰入金5,677万円であり、保険料の収納率は99.2%となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全体の97.3%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,669,579,382円
歳出総額	1,640,862,032円
歳入歳出差引額	28,717,350円

平成24年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、総額の22.6%を占めている介護保険料が、平成24年度より基準額の改定があり、前年度比32.6%増の9,288万円増加しました。国庫支出金が前年度比0.2%増、支払基金交付金は前年度比2.0%増、県支出金は前年度比10.8%増、一般会計からの繰入金は前年度比1.8%の増、全体では7.0%の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の94.9%を占めており、前年度比6.2%、9,157万円の増とな

っております。中でも、地域密着型介護サービス給付費の21.2%、4,743万円増、施設介護サービス給付費の5.7%、2,388万円増などの保険給付の増加が目立っています。

平成24年度は第5期介護保険事業計画の3年間の初年度に当たりますが、基準額の改定相当額が初年度の保険給付費の増加分に充当せざるを得ない状況であります。制度の健全な維持、発展のためには、基準額を含め、要支援の人たちの予防サービスのあり方や、居宅サービスや施設介護サービスの利用者や介護者のニーズに合った介護サービスについても検討が図られるよう要望します。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	314,606,650円
歳出総額	281,967,103円
歳入歳出差引額	32,639,547円

平成24年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度比14.2%減であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の59.0%を占めております。歳入の中で下水道負担金の徴収率は、前年度から0.6%低下し、68.1%となりました。一方、下水道使用料の未収金が23%も増加していることは憂慮すべきであり、徴収率の向上に努力されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比27.1%減、公債費が前年度比1.6%増となっており、総体的には前年度比16.2%減となっております。現在の下水道認可計画区域の約90%の区域が供用開始区域となっておりますが、利用状況は60%の戸数になっております。経営的観点からも、供用区域内の利用率の向上に積極的に取り組むことを望みます。

下水道整備には、多額の事業費を要します。これからは、整備済みの管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額	259,095,642円
歳出総額	247,112,289円
歳入歳出差引額	11,983,353円

平成24年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、給食費収入1億3,459万円と一般会計からの繰入金1億2,426万円であります。給食費の収納率は毎年ほぼ100%で推移していますが、平成24年度は22万1,660円の収入未済が発生しました。

歳出のうち学校給食費は2億727万円であり、そのうち65.4%を占める1億3,548万円が給食の材料に充てられる賄材料費です。

現在の学校給食センターは、平成23年度に建設され、年間54万7,799食数を提供しました。給食

センターの目標である、安全で安心して食べられるおいしい給食の提供が十分達成できていることを期待しております。

一般会計及び各特別会計を通じて審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成25年 8月20日

邑楽町長 金子 正 一 様

邑楽町監査委員 増 尾 榮 一

邑楽町監査委員 立 沢 稔 夫

平成24年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成24年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成25年 8月 9日
2. 審査対象 平成24年度邑楽町水道事業会計
3. 審査意見

水道事業収益	514,507,910円
水道事業費用	510,298,572円
税引前当期利益	4,209,338円

平成24年度の水道事業会計決算（消費税込み）は上のとおりであり、事業収益は前年度比1.8%減、事業費用は前年度比0.9%の増となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に9,005万円実施し、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、給水人口の減少とともに、料金に直接反映する有収水量が前年度比2.2%減少したため、営業収益が1,034万円減になり、全体として943万円の減収となりました。その一方で、事業費用は431万円の増でした。その結果、1立方メートルの収支がマイナス5.8円の赤字となり、税引き前当期利益は前年度より76.5%、1,374万円減の421万円となりました。

今後の水需要は、企業等の動向にもよりますが、減少傾向は続くものと思われることから、営業収益の減少等、経営状況はますます厳しくなることが予想されます。町民に安全な飲料水を安定的に供給するため、また健全な経営が行われるため、より一層の研究と努力をお願いします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成25年 8月20日

邑楽町長 金子 正 一 様

邑楽町監査委員 増 尾 榮 一

邑楽町監査委員 立 沢 稔 夫

以上で決算審査の報告を終わります。

○本間恵治議長 これをもちまして、提案説明及び監査委員からの報告を終了します。

◎延会について

○本間恵治議長 お諮りします。

本日の会議はこれまでにとどめ、これで延会し、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

あすは、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎延会の宣告

○本間恵治議長 本日は、これで延会します。

〔午前11時58分 延会〕